

新旧対照表 旅客営業規則（第2編 第2章 第3節）

現 行	改 正
<p>（定期乗車券の一括発売）</p> <p>第24条 有効開始日及び有効期間を同一とする定期乗車券は、<u>事業所または指定学校ごとに発売日を指定し、一括して発売することがある。</u></p> <p>2 <u>前項の規定により定期乗車券を発売する場合で、当該定期乗車券の有効期限を一定させる必要があるときは、別に定めるところにより当該定期乗車券の所定の有効期間に端数となる日数を付加して発売することがある。</u></p>	<p>（定期乗車券の一括発売）</p> <p>第24条 有効開始日及び有効期間を同一とする定期乗車券は、指定学校ごとに発売日を指定し、一括して発売することがある。</p>

現 行	改 正
<p>（学校の指定及び範囲）</p> <p>第23条 規則第23条第2項の規定による学校の指定は<u>運輸技術部長</u>がこれを行う。</p> <p>2 前項の場合、指定を受けようとする学校代表者から申請があったときは、別に定める申請書を提出させる。</p> <p>3 社が指定した学校は別に定める。</p> <p>（実習用の通学定期乗車券の発売方）</p> <p>第24条 規則第23条第5項の規定による実習用の通学定期乗車券の発売は、指定学校の学生または生徒が、学習単位習得の必要により在籍する学校の所在地と異なる場所にある学校の運動場、工作場、農場、実験場または実習場等に通う場合で、指定学校の代表者において通学証明書の欄外左上部に「実習」と赤書きした通学証明書を提出したときに実習用の通学定期乗車券を発売する。</p> <p>2 前項の場合、あらかじめ指定学校の代表者から次に掲げる事項を記載した実習用通学定期乗車券発売申請書（様式適宜）を提出させるものとし、その承認は<u>運輸技術部長</u>が行う。</p> <p>(1) 実習を必要とする事由</p> <p>(2) 学習科目及び指導教員の氏名</p> <p>(3) 学習先の所在地及び名称</p> <p>(4) 実習期間</p> <p>(5) 乗車区間</p> <p>(6) 実習のため通学する学生または生徒の部科、学年、氏名、年令及び現住所</p>	<p>（学校の指定及び範囲）</p> <p>第23条 規則第23条第2項の規定による学校の指定は<u>営業推進課長</u>がこれを行う。</p> <p>2 前項の場合、指定を受けようとする学校代表者から申請があったときは、別に定める申請書を提出させる。</p> <p>3 社が指定した学校は別に定める。</p> <p>（実習用の通学定期乗車券の発売方）</p> <p>第24条 規則第23条第5項の規定による実習用の通学定期乗車券の発売は、指定学校の学生または生徒が、学習単位習得の必要により在籍する学校の所在地と異なる場所にある学校の運動場、工作場、農場、実験場または実習場等に通う場合で、指定学校の代表者において通学証明書の欄外左上部に「実習」と赤書きした通学証明書を提出したときに実習用の通学定期乗車券を発売する。</p> <p>2 前項の場合、あらかじめ指定学校の代表者から次に掲げる事項を記載した実習用通学定期乗車券発売申請書（様式適宜）を提出させるものとし、その承認は<u>営業推進課長</u>が行う。</p> <p>(1) 実習を必要とする事由</p> <p>(2) 学習科目及び指導教員の氏名</p> <p>(3) 学習先の所在地及び名称</p> <p>(4) 実習期間</p> <p>(5) 乗車区間</p> <p>(6) 実習のため通学する学生または生徒の部科、学年、氏名、年令及び現住所</p>

(7) 当該実習による金銭の授受や交通費支給の有無

3 前各号の規定は、次の各号の場合に準用する。

(1) 学生または生徒が教育実習のため、在籍する指定学校の代表者の指定した他の指定学校に通う場合

(2) 大学、高等学校看護科の学生、生徒が実習単位の必要により在籍する指定学校の代表者が指定した実習病院に通う場合

(3) 登校拒否児童生徒が学校外の公的機関等に通所する場合

(4) 通信制または定時制高等学校の全科履修生で特定技能施設に通所する場合

4 本条の規定により実習用通学定期券を発売した場合は、定期券面に「実」を表示する。

(注) この条に規定する実習場等以外の箇所に通うときは、通勤定期乗車券を発売する。

(定期乗車券の一括発売の取扱方)

第26条 規則第24条の規定により定期乗車券の一括発売の取扱方は、次の各項に定めるところによる。

2 あらかじめ事業所または指定学校の代表者から申込書を提出させ、総務部長が承認の決定を行う。

3 前項の規定により定期乗車券を一括発売するときは、別に定める「通勤定期乗車券一括購入申込書」を指定発売日の5日前までに提出させ、定期乗車券は指定日に交付する。この場合、指定日が休日となるときは、その前日または翌日とすることができる。

4 「通勤定期乗車券一括購入申込書」の様式は別表2のとおりとする。

5 旅客から回収すべき定期乗車券は、新たに発行した定期乗車券の有効期間の開始日の翌々日中に事業所または指定学校の代表者から返納させる。

6 事業所の名称、所在地等に異動が生じたときは、直ちに営業推進課長に届出させるものとし、発売日の変更を必要とするときは、第1項の規定により取

(7) 当該実習による金銭の授受や交通費支給の有無

3 前各号の規定は、次の各号の場合に準用する。

(1) 学生または生徒が教育実習のため、在籍する指定学校の代表者の指定した他の指定学校に通う場合

(2) 大学、高等学校看護科の学生、生徒が実習単位の必要により在籍する指定学校の代表者が指定した実習病院に通う場合

(3) 登校拒否児童生徒が学校外の公的機関等に通所する場合

(4) 通信制または定時制高等学校の全科履修生で特定技能施設に通所する場合

4 本条の規定により実習用通学定期券を発売した場合は、定期券面に「実」を表示する。

(注) この条に規定する実習場等以外の箇所に通うときは、通勤定期乗車券を発売する。

(定期乗車券の一括発売の取扱方)

第26条 **削除**

扱う。

(定期乗車券の有効期間の調整)

第27条 規則第24条第2項の規定により、通勤定期乗車券を一括して発売する事業所または指定学校で、その有効期間を一定させるため必要と認めるとき（一括発売に切替、入社、転勤または紛失による再購入等）は、その事由を記載した証明書を収受して前条第2項に規定する指定発売日以外の日に発行することができる。

2 前項の規定により、その有効期限を一定させるために所定の有効期間のほかに端数となる日数を付加する必要があるときは、この端数となる日（実日数とする。以下これを「調整期間」という。）を新たに発行する定期乗車券の有効期限の翌日から付加して発売することができる。ただし、調整期間は90日以内とする。

(定期乗車券の有効期間の調整)

第27条 **削 除**

新旧対照表 規程別表 1

現 行	改 正																		
<p>第 14 条 (定期乗車券の発売時間)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="150 363 441 411">発 売 所</th> <th data-bbox="441 363 837 411">発 売 時 間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="150 411 441 459">三 宮</td> <td data-bbox="441 411 837 512" rowspan="2">8 : 00～19 : 30</td> </tr> <tr> <td data-bbox="150 459 441 512">アイランドセンター</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 各駅自動定期券発行機 5 : 30～23 : 45 または 7 : 30～21 : 00</p>	発 売 所	発 売 時 間	三 宮	8 : 00～19 : 30	アイランドセンター	<p>第 14 条 (定期乗車券の発売時間)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1126 347 1417 395" rowspan="2">発 売 所</th> <th colspan="2" data-bbox="1417 347 2027 395">発 売 時 間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1417 395 1722 443" style="text-align: center;">平日</td> <td colspan="2" data-bbox="1722 395 2027 443" style="text-align: center;">土曜・日曜・祝日</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1126 443 1417 491">三 宮</td> <td data-bbox="1417 443 1722 544" rowspan="2" style="text-align: center;">8 : 00～19 : 30</td> <td colspan="2" data-bbox="1722 443 2027 491" style="text-align: center;">9 : 00～17 : 30</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1126 491 1417 544">アイランドセンター</td> <td colspan="2" data-bbox="1722 491 2027 544" style="text-align: center;">9 : 30～17 : 00</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 各駅自動定期券発行機 5 : 30～23 : 45 または 7 : 30～21 : 00</p>	発 売 所	発 売 時 間		平日	土曜・日曜・祝日		三 宮	8 : 00～19 : 30	9 : 00～17 : 30		アイランドセンター	9 : 30～17 : 00	
発 売 所	発 売 時 間																		
三 宮	8 : 00～19 : 30																		
アイランドセンター																			
発 売 所	発 売 時 間																		
	平日	土曜・日曜・祝日																	
三 宮	8 : 00～19 : 30	9 : 00～17 : 30																	
アイランドセンター		9 : 30～17 : 00																	

現 行

改 正

第 26 条第 3 項 (通勤定期乗車券一括購入申込書の様式)

削 除

年 月 日

会社番号 No

定 期 乗 車 券 一 括 購 入 申 込 書

会社所在地
 会 社 名 ①
 事務担当者氏名
 連絡先電話番号

次のとおり、定期乗車券の一括購入を申し込みます。なお、購入者一覧表を併せて送付いたします。

1. 購入枚数 枚

2. 配達希望日 年 月 日 午前・午後 時頃

※使用開始日の14日前から発行が可能です。なお、配達希望日の7日前までにお申込みください。
 ※定期券の配達は、当社の本社部門営業日(土・日・祝日を除く平日)に限ります。
 ※2. の配達希望日につきましては、1回のご購入枚数が10枚以上の場合のみご記入ください。

● お申込みの際は、下記の太線枠内及び(内訳)をご記入ください。
 また、別途「個人別申込書」をご記入のうえ、併せてご提出ください。

使 用 期 間	種 別	枚 数			発 売 金 額
		男性	女性	計	
年 月 日から 1か月・3か月・6か月・ 年 月 日までの調整	新規・継続				
年 月 日から 1か月・3か月・6か月・ 年 月 日までの調整	新規・継続				
年 月 日から 1か月・3か月・6か月・ 年 月 日までの調整	新規・継続				
年 月 日から 1か月・3か月・6か月・ 年 月 日までの調整	新規・継続				
年 月 日から 1か月・3か月・6か月・ 年 月 日までの調整	新規・継続				
年 月 日から 1か月・3か月・6か月・ 年 月 日までの調整	新規・継続				
年 月 日から 1か月・3か月・6か月・ 年 月 日までの調整	新規・継続				
年 月 日から 1か月・3か月・6か月・ 年 月 日までの調整	新規・継続				
合 計					

※使用期間および種別については該当するところに○印をお願いします。

(内 訳)

・ポートライナー	枚	・ポートライナー+六甲ライナー	枚
・ポートライナー+阪神	枚	・六甲ライナー	枚
・ポートライナー+阪急	枚	・六甲ライナー+阪神	枚
・ポートライナー+市営地下鉄	枚	・六甲ライナー+JR	枚
・ポートライナー+JR	枚		

現 行	改 正
<p>第 92 条第 1 項 (自動精算機による再收受証明書の様式)</p> <div data-bbox="165 300 367 683" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>19.-1.-1 神戸新交通 ポートアイランド線</p> <p>再收受証明書 250円 京コン01</p> <p>20.-1.-1 まで有効</p> <p>この証明書と 紛失乗車券の提出で 払戻しいたします</p> <p>0110 13:19</p> </div>	<p>第 92 条第 1 項 (自動精算機による再收受証明書の様式)</p> <div data-bbox="1144 300 1346 715" style="border: 2px solid red; padding: 5px;"> <p>19.-1.-1 神戸新交通 ポートアイランド線</p> <p>再收受証明書 250円 計科01</p> <p>20.-1.-1 まで有効</p> <p>この証明書と 紛失乗車券の提出で 払戻しいたします</p> <p>0110 13:19</p> </div>